

## 利子補給金の活用に係る分科会の設置について（案）

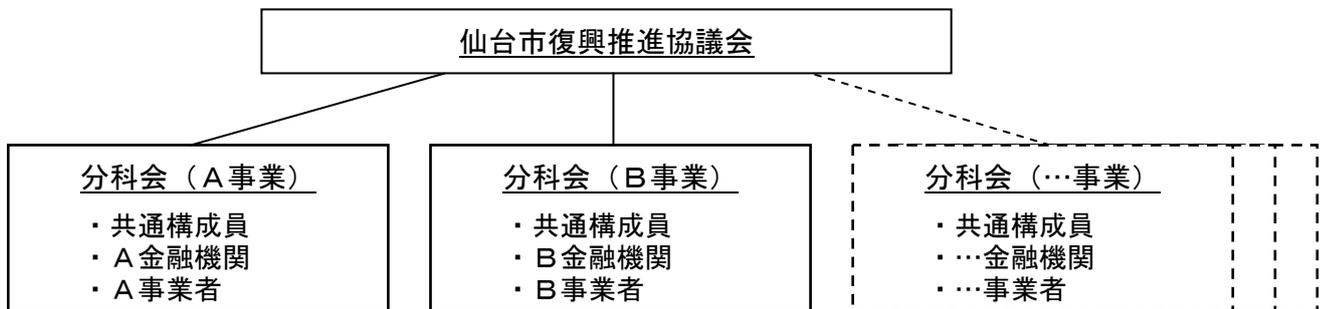
特区法による「復興特区支援利子補給金」を活用するためには、復興推進計画の作成にあたり、利子補給を受ける金融機関が地域協議会の構成員となる必要がある。

（東日本大震災復興特別区域法 第四十四条第1項 抜粋）

政府は、認定復興推進計画に定められた復興特区支援貸付事業を行う金融機関であつて、当該認定復興推進計画に係る地域協議会の構成員であり、かつ、・・・（中略）・・・内閣総理大臣が指定するもの（指定金融機関）が、・・・（中略）・・・内閣府令で定める事業を行うのに必要な資金を貸し付けるときは、当該貸付けについて利子補給金を支給する旨の契約を当該指定金融機関と結ぶことができる。

今後、利子補給金に係る復興推進計画について協議を行い、利子補給金の活用を円滑に進めるため、仙台市復興推進協議会規約第7条の規定に基づき、「利子補給金活用検討分科会」を設置する。

### 【設置イメージ】



※分科会は案件毎に設置する。

### 【構成員】

（五十音順）

共通	仙台市
	仙台商工会議所
	東北学院大学教養学部教授 柳井 雅也
	東北大学会計大学院教授・公認会計士・税理士 成田 由加里
案件毎	利子補給金を受ける予定の金融機関（対象事業へ融資を行う予定の金融機関）
	融資対象事業者
	その他協議に参加する必要があると認められる者

### 【協議の進め方】

- ① 分科会の設置・協議  
利子補給対象事業に係る分科会を随時設置し、協議を行う。
- ② 復興推進協議会への報告  
分科会における協議結果を復興推進協議会の各構成員へ報告し、意見等をいただく。必要な場合は分科会での再協議、計画案の修正等を行う。
- ③ 国への復興推進計画の認定申請  
分科会での協議を経て、復興推進協議会の了承を得た後、国へ復興推進計画の認定申請を行う。

※ 分科会の設置等に関しては、**資料 4 - 4**「利子補給金活用検討分科会設置要領」による。

## 利子補給金活用検討分科会設置要領（案）

平成 24 年 月 日  
仙台市復興推進協議会決定

## （趣旨）

第 1 条 仙台市復興推進協議会規約第 7 条の規定に基づき、利子補給金活用検討分科会（以下「分科会」という。）の設置等に関し必要な事項を定める。

## （設置）

第 2 条 仙台市復興推進協議会の会長（以下「会長」という。）は、次条に掲げる事項を協議するための分科会を設置することができる。

2 分科会は、復興特区支援貸付事業（東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項第 3 号に規定する復興推進事業をいう。以下同じ。）ごとに設置することができる。

## （事務）

第 3 条 分科会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 復興特区支援貸付事業に関する法第 4 条第 1 項に規定する復興推進計画の作成、変更及び実施に関する事項
- (2) 前号に掲げる事項に関連し、分科会が必要と認める事項

## （構成員）

第 4 条 分科会は、次に掲げる者を構成員として設置する。

- (1) 別表に掲げる者
  - (2) 復興特区支援貸付事業を実施する、又は実施すると見込まれる者
- 2 分科会には、次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- (1) 復興特区支援貸付事業の対象事業を実施する、又は実施すると見込まれる者
  - (2) その他会長が必要と認める者

## （分科会長）

第 5 条 分科会に、分科会長を置く。

- 2 分科会長は、構成員の中から互選により選任する。
- 3 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。
- 4 分科会長に事故があるときは、分科会長があらかじめ指定する構成員がその職務を代理する。

## （会議）

第 6 条 分科会の会議は、分科会長が召集し、分科会長が議長となる。

- 2 会議は、構成員の過半数の者が出席しなければ、開くことができない。
- 3 分科会長は、必要に応じ、会議に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

## （協議結果の尊重）

第 7 条 会議において協議が調った事項については、構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第8条 分科会の事務を処理するため、仙台市復興事業局震災復興室に事務局を置く。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、分科会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年 月 日から施行する。

(別表) 第4条関係

(五十音順)

構成員
仙台市
仙台商工会議所
東北学院大学教養学部教授 柳井 雅也
東北大学会計大学院教授・公認会計士・税理士 成田 由加里